

# ○群馬県警察交通規制管理システム管理運用要綱の制定について（例規通達）

平成 10 年 5 月 22 日

群本例規第 17 号（交規）警察本部長

〔沿革〕

平成 12 年 3 月群本例規第 11 号（務）、15 年 12 月第 42 号（情管）、23 年 2 月第 5 号（総企）、28 年 3 月第 5 号（務）  
改正

この度、別添のとおり群馬県警察交通規制管理システム管理運用要綱を制定し、平成 10 年 4 月 1 日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

## 別添

群馬県警察交通規制管理システム管理運用要綱

### 第 1 趣旨

この要綱は、群馬県警察交通規制管理システム（以下「交通規制管理システム」という。）の適正な管理運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 準拠

交通規制管理システムの運用については、この要綱に定めるもののほか、群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成 15 年群馬県警察本部訓令甲第 20 号）及び群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令の制定について（平成 15 年群本例規第 40 号）並びに交通規制事務処理要領の制定について（昭和 51 年群本例規第 2 号。以下「事務処理要領」という。）の規定に準拠するものとする。

### 第 3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通規制管理台帳 交通規制の種別、規制場所（規制を行う道路名、区間又は地点をいう。）、規制時間、規制対象（規制除外対象を含む。）、群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定年月日、管轄する警察署ごとの一連番号等（以下「登録事項」という。）を登録した交通規制管理システム上のファイルをいう。
- (2) 新規登録 新規に行われる交通規制に関する登録事項を交通規制管理台帳に登録することをいう。
- (3) 変更登録 既に行われている交通規制に関する登録事項を変更して交通規制管理台帳に登録することをいう。
- (4) 廃止登録 既に行われている交通規制の登録事項を交通規制管理台帳から削除することをいう。

### 第 4 管理責任者等の指定等

#### 1 指定

- (1) 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に管理責任者を置き、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）をもって充てる。
- (2) 交通規制課に副管理責任者を置き、交通規制課次席をもって充てる。
- (3) 交通規制課、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び警察署（以下「署」という。）に運用責任者を置き、交通規制課にあつては課長補佐（規制担当）を、高速道路交通警察隊にあつては副隊長を、署にあつては交通課長をもって充てる。
- (4) 交通規制課に登録担当者を置き、管理責任者が交通規制課の職員の中から指定する。
- (5) 高速道路交通警察隊及び署に入力担当者を置き、当該所属長が所属の職員の中から交通規制事務に従事する者を指定する。

## 2 任務

- (1) 管理責任者は、交通規制管理システムの総括的な管理を行うものとする。
- (2) 副管理責任者は、管理責任者を補佐し、交通規制管理システムの適正な管理運用を推進するものとする。
- (3) 運用責任者は、交通規制管理システムの適正な管理運用に必要な監督及び指導を行うものとする。
- (4) 登録担当者は、公安委員会の意思決定がなされた新規登録、変更登録及び廃止登録の業務を行うものとする。
- (5) 入力担当者は、事務処理要領第3に規定する規制の上申に係る事務について、次により行うものとする。
  - ア 端末装置により、規制管理システムを起動させ、上申関連様式画面を表示させて必要な登録事項を入力する。
  - イ 入力後、必要書類を印字出力し、決裁手続を経た後、交通規制管理システムにより管理責任者に送信する。
  - ウ 決裁を受けた上申書についても、交通規制課長に送付する。